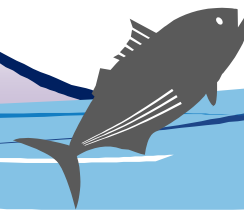


まちづくり回覧板

～みんなでつくる自治基本条例～

拾七



平成25年3月

市民会議素案の検討「自治の仕組み」「実効性の確保」

平成25年2月17日（日）午後1時から焼津市役所にて、第17回焼津市自治基本条例を考える市民会議を開催しました。

今回は市民会議素案のまとめに向かい、「自治の仕組み」、「条例を活かすための仕組み」などについて、作業グループ会議の議論からあぶり出された論点を中心に4つの班に分かれて検討を行いました。最後には、各班で特に盛り上がった議論について発表し、全体で共有しました（右の囲み）。

今後のスケジュールとしては、後日、作業グループ会議を行い、これまでの検討をふまえて全体を案のような形にし、次回の3月3日には全体像について検討する予定です。さらに、そこでの議論をもとに、3月17日には「市民会議素案」を決めたいと考えています。

最近では会議の回数も増え、難しい話も多くなってきましたが、これまでの話し合いやPIで市民からいただいた意見等をもとに、しっかりと「市民会議素案」をまとめていきたいと思えます。



各班からの発表

【1班】

- ・この条例をどう押し進めていくか。
- ・例えば「焼津平和賞」見直しの件。「大事なことを決める時は、こういう手段でみんなに諮らないといけない」という仕組みが条例に組み込まれることを期待する。

【2班】

- ・『住民投票』については、住民投票をする以前にあらゆる情報をみんなで共有することを最優先すべきという議論あり。
- ・また、この条例に明記しなくても、他の規定で住民投票はできるのではないかという意見も。

【3班】

- ・情報については、公民館などを活用した意見交換の活発化の仕組みづくりを。
- ・「市民投票」ではなく、市民から広く意見を募る仕組みとして「市民アンケート制度」としてはどうか。
- ・協働事業の評価は難しい。成果発表という形にしたらどうか。
- ・「推進委員会」は状況に応じて臨機応変に。

【4班】

- ・「協働」は、理念なのか、問題解決の手段なのかを考えなければいけない。
- ・「実効性の確保」のためには、周知から始めてみんなに使っていただけるように。
- ・条例の最初の事業として推進委員会をつくり、各組織やコミュニティに推進委員を置き、周知を進めていったらどうか。

発行 焼津市自治基本条例を考える市民会議
事務局：焼津市企画財政部企画調整課
電話：054-626-2141（直通）
E-mail：kikaku@city.yaizu.lg.jp